



自然豊かな小規模特認校で健やかな学校生活を

# 美杉小学校・美杉中学校を見学してみませんか？

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 FAX229-3332

## 小規模特認校制度とは

小規模な学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に、所定の条件の下、従来の通学区域を越えて小中学校への入学(転入)を特別に認める制度です。津市では、美杉小学校と美杉中学校に小規模特認校制度を採用しています。

## 入学(転学)の条件

- 小規模特認校の趣旨と美杉小学校・美杉中学校の教育活動などに賛同すること
- 市内に住所があること
- 通学は保護者の負担と責任で行うこと  
※美杉小学校、美杉中学校の学区は、スクールバスが運行していますので、最寄りの停留場所からスクールバスを利用できます。

## 学校見学について

見学や問い合わせは、随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

教委学校教育課 ☎229-3245

美杉小学校 ☎274-0802

美杉中学校 ☎272-1191

## 申請の手続き

教委学校教育課または教委各教育事務所で入学(転学)の申請を受け付けています。

### 美杉小学校



サマーキャンプ



ランチルーム給食

### 美杉中学校



グループ学習



春のスポーツ祭



入れない！捨てない！広げない！

# 生態系に被害を及ぼす特定外来生物にご注意を！

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3140 FAX229-3354

「外来生物」とは、もともと日本にいなかったにもかかわらず、人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも「特定外来生物」は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されていて、違反すると個人の場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

## 特定外来生物の例

ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなど

## 外来生物被害予防3原則

外来生物に関わる時は、この原則を守って適切な対応をお願いします。

1. **入れない** 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない



オオキンケイギク

セアカゴケグモ

カミツキガメ

2. **捨てない** 飼っている外来生物を野外に捨てない
3. **広げない** すでに野外にいる外来生物を他地域に広げない

※セアカゴケグモはすでに市内各地で見つかっています。雌は毒を持っていますが、攻撃性はありません。駆除する場合は市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を吹き付ける、靴で踏みつぶすことなどで簡単に駆除できます。